

国有農地の雑草等処理業務仕様書

1 業務の内容

対象地の雑草等の刈り取りを行う。(1) から (4) については刈払い処理のみ行い、(5) については刈り取った雑草等を対象地外へ搬出し処理する。

2 対象地

(1) 新居浜市立川町 1 0 5 番 2	2 2 4 m ²
(2) 新居浜市立川町 1 0 5 番 3	4 6 m ²
(3) 新居浜市西泉町 8 4 5 番 5	6 2 8 m ²
(4) 新居浜市吉岡町 2 4 1 8 番 1	3 9 6 m ²
(5) 新居浜市吉岡町 2 4 1 8 番 1 3	1 2 7 m ²

3 業務完了期限

令和 8 年 7 月 3 1 日 (金)

4 提出書類

受託者は、実施前に写真撮影を行い、実施後も同一場所で写真を撮り整理し、業務完了報告書とあわせて提出すること。

5 注意事項

- ・作業後、刈り取った草は対象地の外に搬出し、適正に処分すること。ただし、2 の (1) から (4) については、刈払い処理で構わない。
- ・業務終了後、業務を完了した旨、県東予地方局農業振興課に連絡すること。
(作業後の完了検査は、県東予地方局農業振興課にて実施するので、受託者の立会は不要。)